

国鉄総第 372 号
令和 4 年 2 月 8 日

交通政策審議会
会長 金本 良嗣 様

国土交通大臣 斉藤 鉄夫

交通政策審議会への諮問について

国土交通省設置法第 14 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、下記事項について
諮問する。

記

諮問第 400 号

今後の鉄道運賃・料金制度のあり方等について

諮問理由

平成 11 年 5 月に成立した鉄道事業法の一部を改正する法律（平成十一年法律第四十九号）により、鉄道運賃についていわゆる総括原価方式に基づく上限認可制が導入されたところであるが、制度導入から 20 年以上が経過する中、デジタル化の進展、ユニバーサル社会実現への要請の高まりや新型コロナウイルス感染症の影響によるライフスタイルの変化等の社会経済の急激な変革や、鉄道車内における傷害事件の発生等を踏まえたセキュリティ対策、激甚化・頻発化する災害への対応、鉄道施設の老朽化対策等の安全に対する投資の必要性の高まり等に対して、鉄道事業が柔軟に対応し、持続的な運営を可能とするとともに、あわせて、多様化する利用者ニーズに鉄道サービスが適切に対応することを可能とするため、鉄道運賃・料金制度について今日的視点からの検証が必要である。

鉄道運賃・料金制度の検証にあたっては、令和 3 年 5 月に閣議決定された第 2 次交通政策基本計画等の記載等も踏まえ、鉄道利用者、鉄道事業者双方にとって望ましい制度となるよう、これからの時代に求められる鉄道運賃・料金制度のあり方や、それを実現するために必要な行政の関与について議論する必要がある。

このため、上記の事項について、本審議会の御意見を賜りたく、諮問するものである。

以上